

## (案3)

### 自動車税納税通知書送付用封筒の広告掲載契約書 (案)

茨城県（以下「甲」という。）と [ ]（以下「乙」という。）は、自動車税に係る納税通知書の送付用封筒（以下「送付用封筒」という。）における広告に関し、次の条項により契約を締結する。

#### (総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、「茨城県自動車税納税通知書封筒の広告掲載要領」（以下、「要領」という。）及び「令和9年度茨城県自動車税納税通知書送付用封筒広告募集要項」（以下、「募集要項」という。）を順守し、この契約を履行しなければならない。

2 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

#### (広告掲載料の納付)

第2条 乙は広告掲載料として、金 [ ] 円（うち消費税及び地方消費税額 [ ] 円）を、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

2 前項の広告掲載料は、令和8年12月 [ ] 日 ( ) までに一括納付するものとする。

3 乙は第1項で規定する契約料を納付期限までに納付しないときは、当該未払額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項で定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。この場合において遅延利息の額が100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

4 既に納入された契約料は返還しない。ただし、甲が特段の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

#### (契約保証金)

第3条 ※契約時に適宜、記載する。

#### (広告の対象範囲等)

第4条 送付用封筒に広告を表示することができる対象範囲等は、要領、募集要項の規定を適用するものとする。

#### (広告原稿の作成及び提出)

第5条 広告は乙が作成し、その費用は乙が負担するものとする。

2 乙は、広告原稿（画像データ）を、令和9年1月29日(金)までに甲に提出するものとする。

(送付用封筒の提供)

第6条 送付用封筒が完成した後、甲は乙に対して、完成した送付用封筒を5部提供するものとする。

(事故発生時の報告)

第7条 乙は、広告掲載に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じた場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(広告内容等の変更)

第8条 甲は、広告及びデザインの内容が法令又はこの契約に違反し、又は違反のおそれがあると判断したときは、乙に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第2条第2項で指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 第5条第2項で指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を乙が行わないとき。
- (4) その他、乙がこの契約、要領又は募集要項に違反したとき。

(広告主の責務)

第10条 乙は、広告及びデザインの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、甲に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関する苦情又は損害賠償の請求があったときは、乙の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(契約の費用)

第 13 条 この契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 14 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力等不当行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(裁判管轄)

第 15 条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第 16 条 この契約書及び要領又は募集要項に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

住所 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

甲

氏名 茨城県知事 大井川 和彦

住所

乙

氏名